

経営相談 Q & A

「令和元年度補正 事業承継補助金」について

Q

私は長男に事業承継を検討している中小企業の経営者です。
長男は事業承継に当たり工作機械を新規導入し、新たな市場を開拓しようと考えています。
新規導入に当たっては設備費用がかかるため、事業承継に係る補助金制度を利用したいと考えています。補助金の内容について教えてください。

A

お問い合わせの補助金は、「令和元年度補正 事業承継補助金」で、申請受付は2020年4月10日から開始しています。同補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者等（以下、「中小企業者等」という。）に対して、その取


組に要する経費の一部の補助により、中小企業者等の世代交代を通じた経済の活性化を目的としています。

1. 対象となる事業承継

本補助金は、以下の2類型を補助対象にしています。


I型：後継者承継支援型

●対象となる取り組み：親族内承継／外部人材招聘など



米菓製造・販売を営むY社は、先代からの事業承継をきっかけに「ハラル認証+グルテンフリー」の高品質米菓の量産のため、本補助金を利用して新たに餅つき機を導入。生産性の向上を実現し、欧米への販路開拓を目指している。

フロー



先代経営者 → 経営者交代 → 新商品の開発など → 後継者

I型：後継者承継支援型		
	原則枠	ベンチャー型事業承継枠 又は 生産性向上枠
補助率	1/2以内 ^{*1}	2/3以内 ^{*2}
補助上限額	225万円	300万円


事業所や既存事業の廃止等の事業整理(事業転換)を伴う場合補助額を上乗せします!

解体・処分費等が発生した場合に限り、事業転換とみなされます!

上乗せ額	+225万円	+300万円
------	--------	--------

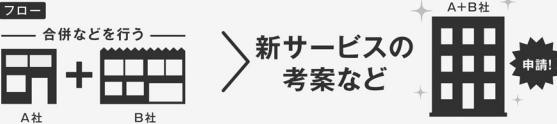
II型：事業再編・事業統合支援型

●対象となる取り組み：合併／会社分割／事業譲渡／株式交換・株式移転／株式譲渡など



製材用機械の製造業を営むO社は、同業の社と経営統合を行い、製材工場に必要な機械類を総合して設計・製造・販売できる体制を強化。本補助金を活用し、大型機械の効率的な製造を可能にした。

フロー



A社 + B社 → 合併などを行う → 新サービスの考案など → A+B社

II型：事業再編・事業統合支援型		
	原則枠	ベンチャー型事業承継枠 又は 生産性向上枠
補助率	1/2以内 ^{*1}	2/3以内 ^{*2}
補助上限額	450万円	600万円

事業所や既存事業の廃止等の事業整理(事業転換)を伴う場合補助額を上乗せします!

解体・処分費等が発生した場合に限り、事業転換とみなされます!

上乗せ額	+450万円	+600万円
------	--------	--------

※1 原則枠は補助率1/2以内となります。 ※2 ベンチャー型事業承継枠又は生産性向上枠は補助率2/3以内となります。詳しくは公募要領等をご参照ください。

(資料：「令和元年度補正 事業承継補助金」 https://www.shokei-hojo.jp/docs/pdf/r1_shoukei_leaflet.pdf より。以下同じ)

(1) 後継者承継支援型 (I型)

2017年4月1日～2020年12月31日の間に、経営者の交代を契機として、経営革新等に取り組む、または事業転換に挑戦する者等の要件を満たす、事業承継(事業再生を伴うものを含む)を行う個人および中小企業等。

(2) 事業再編・事業統合支援型 (II型)

2017年4月1日～2020年12月31日の間に、事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む、または事業転換に挑戦する者等の要件を満たす、事業再編・事業統合等を行う中小企業等。

2. 補助対象経費

補助対象経費は、事業費として人件費・店舗等借入費・設備費・原材料費・知的財産権等関連経費・謝金・旅費・マーケティング調査費・広報費・会場借料費・外注費・委託費です。

そのうち設備費は、国内の店舗・事務所の工事、国内で使用する機械器具等調達費用等を言います(中古品購入費を除く)。

また、事業所の廃止、既存事業の廃業・集約を伴う場合は、廃業登記費/在庫処分費/解体・処分費/原状回復費です。なお、II型の場合のみ「移転・移設費」も含まれます。

3. 事業承継の要件、申請受付期間、補助事業期間

事業承継は2017年4月1日～2020年12月31日までに、中小企業者等間における事業を引き継がせる者と事業を引き継ぐ者の間でM&A等も含む事業の引継ぎを行った又は行うことが要件です。

申請受付期間は2020年4月10日から2020年5月29日19:00(時間厳守)までで、電子申請

することになっています。

また、補助事業期間は、交付決定日から最長で2020年12月31日までです。

4. gBizIDについて

同補助金の申請に当たっては、政府が発行する「gBizIDプライム」アカウント(ID・パスワード等)を申請する必要があります。なお、同アカウントの発行までは2～3週間必要ですのでご注意ください。

(ご参考) gBizID ホームページ <https://gbiz-id.go.jp>

5. 事業承継税制措置の創設・拡充について

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置が創設・拡充されています。

内容は、事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」で、2023年3月31日までに「特例承継計画」を提出し、2027年12月31日までに実際に承継を行う者を対象に、事業承継に係る負担を最小化しています。

(ご参考) 事業承継税制(贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度)について

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zeisei.htm

6. 最後に

本補助金の補助対象は設備投資だけでなく、各種経費を対象にしているため、活用方法は多岐に亘ります。しかしながら、申請受付期間が2020年5月29日(金)19:00までと短期間のため、補助申請を希望される場合はお急ぎいただく必要があります。

■中小企業庁 令和元年度補正 事業承継補助金 公募要領

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2020/200331shoukei.html>

(中原嘉寛)

